

件名	愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例
主管課	保健福祉課医療対策室
根拠法令等	
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>1 へき地医療医師確保奨学基金の設置</p> <p>(1) 設置目的 将来医師として県内のへき地医療に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することにより、へき地の医療機関等における医師の確保を図るため。</p> <p>(2) 積立金 1億円（追加積立て可）</p> <p>(3) 管理 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>(4) 一部処分 財政上特に必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の運用を妨げない限度において、基金に属する現金の一部を処分することができる。</p> <p>(5) 繰替運用 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>2 へき地医療医師確保奨学基金の貸与</p> <p>(1) 貸与 大学の医学を履修する課程の在学者であって、将来へき地の指定医療機関等において医師としての業務に従事しようとするものに対し、規則で定める年次（第3年次）から初期臨床研修の終了までの間、奨学金を貸与する。</p> <p>(2) 当然免除 貸与期間と同じ義務年限を指定医療機関等の医師として業務に従事した場合 業務上の事由による死亡又は心身の故障の場合</p> <p>(3) 裁量免除 業務外の事由による被貸与者の死亡、心身の故障等の場合</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>貸与額及び貸与期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与人数：毎年1～2名（愛媛大学においては、授業料相当額を給付）</li> <li>・貸与額：大学（3年次～6年次）在学中 月額10万円 初期臨床研修中 月額4万円</li> <li>・貸与期間：原則6年間（院生や研修生は対象外；途中離脱も認めない。）</li> </ul> <p>県内のへき地医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地診療所58施設に対し、従事医師35人</li> <li>・1人の医師が兼務している診療所が43施設</li> </ul> <p>免除後の基金の補填について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金貸与医師が派遣されることとなった市町は、県との協定により、医師の配置期間に応じて貸与額を基金に補填することとする。</li> </ul>	